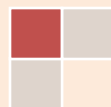


労働移動支援助成金 ガイドブック

－ 中途採用拡大コース －



厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク（公共職業安定所）



目次

第Ⅰ部 労働移動支援助成金について.....	1
第Ⅱ部 中途採用拡大コースについて.....	2
1 申請の流れ.....	2
2 支給対象となる労働者.....	3
3 支給対象となる措置.....	3
4 対象となる事業主.....	6
5 支給額について.....	8
6 受給手続きについて.....	8
7 用語の説明.....	13
8 よくあるご質問.....	14
第Ⅲ部 申請書等の記載方法.....	15
1 中途採用計画(変更)届(様式第1号)記載例.....	16
2 中途採用計画(様式第2号)記載例.....	17
3 中途採用率算定対象一覧(計画期間前)(様式第3号)記載例.....	18
4 支給申請書(様式第6号)記載例.....	19
5 中途採用率算定対象一覧(計画期間)(様式第7号)記載例.....	20
6 対象労働者雇用状況等申立書(様式第8号)記載例.....	21
7 支給申請書(様式第11号)記載例.....	22
8 対象中途採用者一覧(様式第12号)記載例.....	23
注意事項.....	24

第 I 部 労働移動支援助成金について

労働移動支援助成金は、3つのコースから構成されており、それぞれ以下の目的のため事業主の皆さまに支給するものです。

このガイドブックでは中途採用拡大コースについてご案内します。

コース名	内容・目的
再就職支援コース	<p>事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者へ委託、再就職に資する訓練の実施、求職活動のための休暇付与のいずれかを実施（複数を組み合わせても可能）し、再就職を実現させた事業主に対して助成。</p> <p>離職を余儀なくされる方の早期の再就職支援を目的としています。</p>
早期雇入れ支援コース	<p>「再就職援助計画」または「求職活動支援書」の対象者を離職日の翌日から3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れた場合や、その雇い入れた方に対して職業訓練を実施した事業主に対して助成。</p> <p>離職を余儀なくされる方の早期の再就職支援、並びに定着支援を目的としています。</p>
中途採用拡大コース	<p>中途採用者に関する雇用管理制度を整備した上で生産性を向上させることを目的として、中途採用率を向上または45歳以上の方を初めて中途採用を実施した事業主に対して助成。</p> <p>生産性を向上させるため、中途採用の拡大を考えている事業主に対する支援を目的としています。</p>

第Ⅱ部 中途採用拡大コースについて

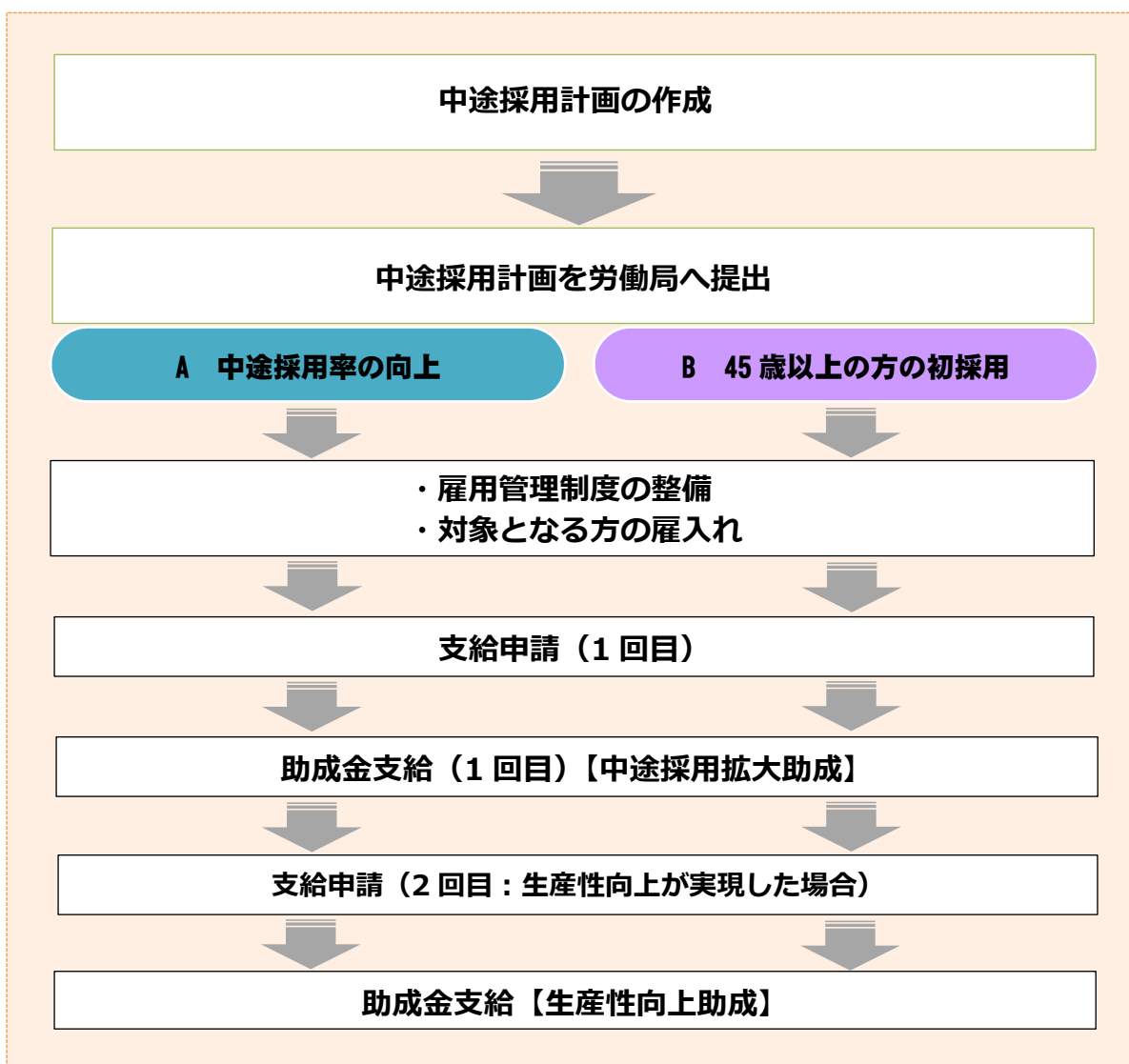
中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、生産性の向上のために対象となる措置により中途採用の拡大を図った事業主に対して助成するものであり、中途採用の拡大を通じた生産性向上に取り組む事業主への支援を目的としています。

本コースは、支給内容によって以下のように区分されます。

中途採用拡大助成	中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大（A 中途採用率の向上または B 45 歳以上の初採用）を図る事業主に対する助成
生産性向上助成	中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対する助成

1 申請の流れ

本コースを申請するまでの流れは以下のようになります。



2 支給対象となる労働者

(1) 中途採用拡大助成

- ① **A 中途採用率の向上** **B 45歳以上の初採用** に共通の要件

ア～ウのすべてを満たしていることが必要です。

ア 申請事業主に中途採用（※）により雇い入れられた方であること

（※）本コースでは、新規学卒者及び新規学卒者と同一の枠組み以外で採用された方をいいます。

イ 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた方であること

ウ 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられた方であること

※パートタイム労働者は、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して短い労働者をいいます。

- ② **B 45歳以上の初採用** の要件

ア 雇入れ時の年齢が45歳以上であること

3 支給対象となる措置

(1) 中途採用拡大助成

以下の取組みを実施した上で、「2 支給対象となる労働者」（以下「対象労働者」といいます。）に該当する方を雇用した場合に受給することができます。

- ① **A 中途採用率の向上** **B 45歳以上の初採用** に共通の要件

ア a および b を満たす中途採用計画を策定すること

a 中途採用者の雇用管理制度を整備するものであり、中途採用者に適用される募集・採用以外の雇用管理制度が、新規学卒者等に適用されるものと同じであること

ここで定義する雇用管理制度とは、募集・採用を除く、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度、福利厚生などを指します。

b 中途採用計画期間内の中途採用の拡大について計画していること

計画では採用予定職種、採用予定者数、採用予定時期、採用目的、採用部署・役職、採用時の評価方法、採用後のモデルキャリアを定めることが必要です。

イ 中途採用計画を含め、本コースの支給要件を満たすことの確認を求めるための各種申請書類を管轄の労働局へ提出していること

（手続き方法は「6 受給手続きについて」を確認してください。）

ウ 中途採用計画期間内に採用した対象労働者を、支給申請日までに事業主都合により解雇（退職勧奨等を含む）していないこと

また、支給申請日の翌日から支給決定時までの間に、対象労働者を事業主都合に

より解雇（退職勧奨を含む）した場合は対象になりません。

② **A 中途採用率の向上** の要件

ア 中途採用計画が1年間であること

原則は1年間ですが、目標達成が困難と見込まれる場合は2年または3年に延長が可能です。

イ 中途採用計画期間中に、「2 支給対象となる労働者」に該当する方を2人以上雇い入れること

ウ 計画期間中に、計画期間中の中途採用率を、計画開始日の前日から過去3年間の中途採用率より20ポイント以上向上させること

中途採用率は、以下の計算式により算出します。

a 計画期間中の中途採用率の計算方法

(a) 計画期間中に雇い入れた方が50人未満である場合

$$\text{中途採用率} = \frac{\text{計画期間中の中途採用者の数}}{\text{計画期間中に採用した、一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数}}$$

(b) 計画期間中に雇い入れた方が50人以上である場合

$$\text{中途採用率} = \frac{10 \text{人} + [(\text{計画期間中の中途採用者の数} - 10 \text{人}) \times 2]}{\text{計画期間中に採用した、一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数}}$$

b 計画期間前過去3年間の中途採用率の計算方法

$$\text{中途採用率} = \frac{\text{算定期間中の中途採用者の数}}{\text{算定期間中に採用した、一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数}}$$

エ 計画期間内に採用した中途採用者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した方の割合が20%未満であること

③ **B 45歳以上の初採用** の要件

ア 中途採用計画が、1年以下で事業主が定める期間であること

イ 計画期間中に、「2 支給対象となる労働者」に該当する方を1人以上雇い入れること

ただし、支給決定時までの間に、対象労働者を雇用しなくなった場合は支給対象

となりません。

(2) 生産性向上助成

A 中途採用率の向上 **B 45歳以上の初採用** に共通の要件

(1) の措置を実施した事業主が以下の措置を実施した場合に受給することができます。

- ① 計画期間の初日が属する会計年度の前年度（以下「基準年度」と言います。）とその3年度後における生産性を比較し、3年度後の生産性が6%以上伸びていること

生産性は以下の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値（*）}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

*付加価値とは、企業の場合、営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課、の式で算定されますが、企業会計基準を用いることができない事業所については、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

生産性を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省ホームページに掲載しています。

以下からシートをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定科目の各項目から転記することにより生産性を算定できます。

（生産性要件について）

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金 > 労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

- ② 基準年度の初日から、基準年度の3年度後の会計年度の末日までの期間中に、当該事業主において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇等（退職勧奨を含む）をしていないこと
- ③ 計画期間に雇い入れた対象労働者を、中途採用拡大助成受給後、生産性向上助成の支給申請日までに事業主都合によって解雇等（退職勧奨を含む）をしていないこと
- ④ 計画期間中に雇い入れ、中途採用拡大助成の支給対象となった対象労働者について、(1) ①で整備した雇用管理制度を支給申請日まで継続して雇用していること

A 中途採用率の向上

雇入れ日から起算して6か月を経過する日において継続して雇用されていた対象労働

者のうち、生産性向上助成の支給申請日までに離職した方の割合が20%未満であること

B 45歳以上初採用

雇入れ日から起算して6か月を経過する日において継続して雇用されていた対象労働者のうち、生産性向上助成の支給申請日において継続して雇用されている方が1人以上いること

4 対象となる事業主

(1) 中途採用拡大助成

本コースを受給する事業主は、以下の①～⑨の要件に該当していることが必要です。

A 中途採用率の向上 **B 45歳以上初採用** に共通の要件

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 支給のための審査に協力すること
 - ア 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - イ 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局から求められた場合に応じること
 - ウ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること など
- ③ 申請期間内に申請を行うこと
- ④ 対象中途採用者に対する賃金を支払期日までに支払っていること
(支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象となります。)
- ⑤ 事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること
(船員法において整備、保管が義務づけられている書類を含みます。)
 - ア 対象中途採用者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカードまたは船員法第67条に定める記録簿等(以下「出勤簿等」といいます。)
 - イ 対象中途採用者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿(以下「賃金台帳等」といいます。)
 - ウ 離職した労働者(日々雇い入れる者を除きます。)の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
- ⑥ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業主の事業所において就労したことがある者を雇い入れるものでないこと
- ⑦ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、対象労働者を雇用していた事業主との関係が、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 両者が親会社と子会社、またはその逆の関係にあること

(ある事業主の総株主または総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該「ある事業主」を「子会社」とします。)

- イ 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること、または取締役を兼務している方がいずれかの取締役会の過半数を占めていること
- ウ その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性をみとめられないものであること

- ⑧ 中途採用計画の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間(以下「基準期間」と言います。)に、事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で解雇等(退職勧奨を含みます。)していないこと
- ⑨ 基準期間に、雇用保険法第23条第1項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち、離職区分1Aまたは3Aとされる離職理由(事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅定価等による正当理由自己都合離職)より離職したとして、雇用保険失業給付の手続きをとられた方が、中途採用計画の提出日における雇用保険被保険者数に対して6%を超えていないこと

なお、基準期間に、特定受給資格者として雇用保険失業給付の手続きをとられた方が3人以下の場合はこの要件は適用しません。

また、次の⑩～⑰のいずれかに該当する場合は本コースを受給することができません。

- ⑩ 不正受給をしてから3年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
- ⑪ 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主(支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った場合は除きます。)
- ⑫ 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があった事業主
- ⑬ 事業主又は事業主の役員等が、暴力団と関わりのある場合
- ⑭ 事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れのある団体に属している場合
- ⑮ 不正受給が発覚した際に都道府県労働局等が実施する事業主名等の公表について、あらかじめ同意していない事業主
- ⑯ 計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において、雇用保険適用事業所でない場合

A 中途採用率の向上 のみ該当する要件

- ⑰ 中途採用計画期間の初日の前日から過去3年間における中途採用率が50%以上の場合
- ⑱ 過去に**A 中途採用率の向上**に取り組んだものとして、本コースの助成を受けた場合

B 45歳以上初採用のみ該当する要件

- ⑭ 中途採用計画期間の初日の前日以前に、申請事業所において45歳以上の者を期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇用したことがある場合（※）
（※）次のいずれかに該当する場合は言います。

- ア 中途採用計画の初日現在で申請事業所に雇用されている労働者の中に、雇入れ日現在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇入れられた方がいること
イ 申請事業所に雇用されていたが中途採用計画の初日現在で既に離職し、離職から5年経過していない者の中に、雇入れ日現在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇入れられた方がいること

(2) 生産性向上助成

生産性向上助成を受給する事業主は、「中途採用拡大助成」を受給した上で、(1)③、④および⑤を満たしている必要があります。

5 支給額について

実施区分ごとに、1事業所あたり下表の額が支給されます。

(1) 中途採用拡大助成

実施区分	助成額
A 中途採用率の向上	1事業所あたり50万円
B 45歳以上の初採用	1事業所あたり60万円

(2) 生産性向上助成

実施区分	助成額
A 中途採用率の向上	1事業所あたり25万円
B 45歳以上の初採用	1事業所あたり30万円

6 受給手続きについて

本コースを受給しようとする申請事業主は、以下に従い手続きをしてください。
なお、申請手続きはハローワークを経由して行うことができます。

(1) 中途採用拡大助成

① 中途採用計画の届出

「中途採用計画」を策定し、中途採用計画の開始日の6か月前の日から中途採用計画の開始日の前日までに、以下の書類をご用意の上、管轄の労働局へ届出をしてください。

必要書類		備考
様式第1号	中途採用計画（変更）届	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通 記載例 P16
様式第2号	中途採用計画	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通 記載例 P17
様式第3号	中途採用率算定対象者一覧（計画期間前）	A 中途採用率の向上 のみ必要 記載例 P18
確認書類	採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等、中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通 中途採用計画前に中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合のみ必要
確認書類	採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等、新規学卒者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通 中途採用者に適用される雇用管理制度と異なる場合のみ必要

※届出内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

② 中途採用計画の内容変更・取下げ

提出した中途採用計画における次の内容に変更が乗じる場合は、以下の書類を遅滞なく管轄の労働局に提出する必要があります。

ア 中途採用計画期間を変更する場合

変更前の計画期間終了日の前日から起算して3か月前までに届け出てください。

なお、再度の変更はできません。

イ 中途採用計画の提出日以降、中途採用計画期間初日までの間に、新たに雇入れを行ったことにより、様式第3号の記載する労働者に変更が生じた場合

ウ 中途採用計画（様式第2号）に記載した、中途採用計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度に変更があった場合

必要書類		備考
様式第1号	中途採用計画（変更）届	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用

		共通 記載例 P16
様式第 2 号	中途採用計画	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 記載例 P17
様式第 3 号	中途採用率算定対象者一覧（計画期間前）	A 中途採用率の向上 について、計画届の提出後に記載した対象者に変更があった場合のみ必要 記載例 P18

※届出内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

また、対象労働者の雇入れを行わなくなった等、中途採用計画の実施が困難になったこと等により計画届を取り下げる場合は、支給申請書を提出する前までに以下の書類を遅滞なく管轄の労働局に提出する必要があります。

必要書類		備考
様式第 4 号	中途採用計画取下げ届	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通

③ 支給申請

A 中途採用率の向上

中途採用計画期間の終了日の6か月後の日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて、管轄の労働局へ支給申請してください。

B 45 歳以上の初採用

対象中途採用者の雇入れ日（対象中途採用者が複数名の場合は、雇入れ日が最も早い方の雇入れ日を基準にしてください。）から6か月経過後の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて、管轄の労働局へ支給申請してください。

必要書類		備考
様式第 6 号	支給申請書	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通 記載例 P19
様式第 7 号	中途採用率算定対象者一覧（計画期間）	A 中途採用率の向上 のみ必要 記載例 P20

様式第 8 号	対象労働者雇用状況等申立書	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通 記載例 P21
(共通様式) 様式第 1 号	支給要件確認申立書	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通
確認書類	採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	中途採用計画届出時に提出している場合は不要
確認書類	雇用契約書または雇入れ通知書等、対象労働者の雇入れ日と期間の定めのない労働者として雇用されていることがわかる書類	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通
確認書類	対象労働者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等またはその写し	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通
確認書類	対象労働者の雇入れ日の属する月の出勤簿等	A 中途採用率の向上 B45 歳以上の初採用 共通

※申請内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

(2) 生産性向上助成

【共通】

第 1 回目の支給（中途採用拡大助成）を受けた場合で、基準年度の 3 年度後における生産性が、基準年度の実績と比べて 6% 以上向上していた場合、生産性向上分の支給申請が可能です。

当該会計年度末日の翌日から起算して 5 か月以内に必要書類を添えて、管轄の労働局へ支給申請してください。

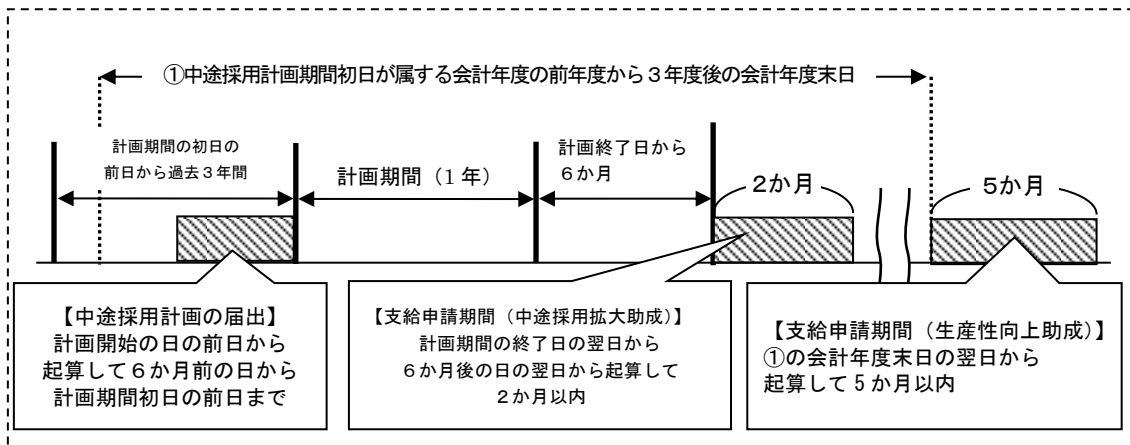
例えば、計画期間の初日が属する会計年度が 30 年度の場合、平成 29 年度の決算における生産性と 32 年度の決算における生産性を比較して判断します。

必要書類		備考
様式第 11 号	支給申請書（生産性向上助成）	記載例 P22
様式第 12 号	中途採用率算定対象者一覧（生産性向上助成）	記載例 P23
(共通様式) 様式第 1 号	支給要件確認申立書	
(共通様式)	生産性要件算定シート	

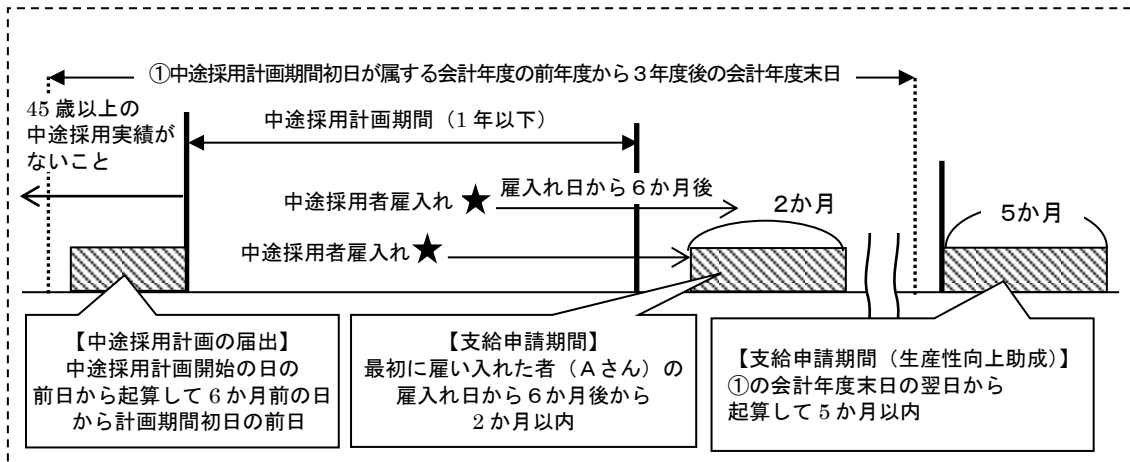
様式第2号		
確認書類	支給決定通知書（様式第9号）の写し	
確認書類	生産性要件シートの内容がわかる書類 （損益計算書、総勘定元帳等）	
確認書類	対象労働者の雇入れ日から支給申請日までの間に支払われた賃金の手当ごとに区分された賃金台帳等	
確認書類	採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等、中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	

※申請内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

（受給手続きの流れ： **A 中途採用率の向上**の場合）



（受給手続きの流れ： **B 45歳以上初採用**の場合）



7 用語の説明

中途採用者	<p>この助成金における「中途採用者」とは、新規学卒者（※1）又は新規学卒者に準ずる方（※2）以外により雇い入れられた方をいいます。</p> <p>（※1）学校（小学校、幼稚園を除く）、専修学校、職業能力開発校など職業能力開発促進法第15条の7第1項に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校を新たに卒業しようとする者をいいます。</p> <p>（※2）新規学卒者に準ずる者は、新規学卒者と同様の採用や採用後の研修・処遇の枠組みで採用される者をいいます。</p>
中途採用率	<p>一定の期間内に、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れられた方のうち、中途採用により雇い入れられた方の割合をいいます。</p> <p>算定の対象となる方は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられた者となります。</p>
雇用管理制度	<p>申請事業主における、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度（人事評価、賃金、昇格、異動、転勤等の仕組み）をいいます。</p>

8 よくあるご質問

Q：中途採用率の向上と45歳以上初採用の両方とも計画届を提出することは可能ですか。

A：可能です。ただし計画期間が重複する場合は、どちらか一方の助成のみ受給することになります。

Q：当社では就業規則、賃金規程等新規学卒者と中途採用者とで特に区別をしていますが、計画の申請は可能ですか。

A：すでに雇用管理制度が整備されている場合でも計画の申請は可能です。新規学卒者と中途採用者の就業規則、賃金規程等が同一の場合も対象となります。

Q：当社は、設立したばかりですが中途採用計画の申請は可能ですか。

A：中途採用拡大コースの計画を申請するには、中途採用計画提出日の前日から起算して3年前の日において雇用保険適用事業所であることが必要です。

Q：中途採用率の向上で中途採用計画を申請しましたが、1年以内での達成が困難の見通しです。何か手続きは必要ですか。

A：中途採用率の向上が1年以内に達成困難な場合は、中途採用計画期間の延長申請が可能です。計画期間の延長を希望する場合は、変更前の計画期間終了日の前日から起算して3か月前までに届け出てください。

なお、45歳以上の初採用で中途採用計画期間内の達成が困難な場合も同様です（ただし、計画開始日から1年を超える期間の延長はできません）。

Q：「生産性向上助成」を申請するためには、整備した雇用管理制度を継続して適用していることとありますが、「生産性向上助成」の申請前後で雇用管理制度を変更した場合は支給対象となりますか。

A：雇用管理制度の内容を変更した場合であっても、新規学卒者と中途採用者で取扱いに差が生じるものでなければ支給対象となります。

ただし、労働者に不利になるような変更であって、労働組合等の同意を得ていない場合は支給対象とならない場合があります。

第Ⅲ部 申請書等の記載方法

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）に関する申請書等の記載方法について、こちらでご案内します。支給申請書等はこちらのページからダウンロードできますので適宜ご利用ください。

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [雇用](#) > [事業主の方のための雇用関係助成金](#) > [労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）](#)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737.html>

- 1 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届（様式第1号）
- 2 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）中途採用計画（様式第2号）
- 3 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第3号）
- 4 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）支給申請書（様式第6号）
- 5 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第7号）
- 6 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）対象労働者雇用状況等申立書（様式第8号）
- 7 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成）支給申請書（様式第11号）
- 8 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成）対象中途採用者一覧（様式第12号）

1 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届（様式第1号）

様式第1号(020.4)
労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）の中途採用計画（変更）届け出ます。

大阪 労働局長 殿

平成30年 6月 1日

事業主 所在地 〒531-0000 大阪市北区〇〇1-1-1
名称 株式会社 〇〇サービス
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

代理人 所在地 〒
名称
氏名 印

(提出代行者・事務代理者) 所在地 〒
名称
氏名 印

1 業主情報	(1) 雇用保険適用事業所番号 2700 - 000000 - 0	(2) 主たる事業 （労働 労働関係） サービス・研修・その他																
	(3) 雇用する労働者数 20 人	(4) 資本金の額又は 出資の総額 1,000 万 円																
2 中途採用計画	(1) (計画の変更手続きの場合) 計画実行番号																	
	(2) 中途採用計画期間 平成30年 6月 1日 ~ 平成31年 5月 31日																	
	(3) 中途採用実施区分 <input type="radio"/> ① 中途採用率の向上 <input type="radio"/> ② 45歳以上の方の初採用																	
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">① 計画前中途採用率</th> <th colspan="2">② 計画期間目標中途採用率</th> </tr> <tr> <td>A 中途採用者数</td> <td>0 人</td> <td>A 中途採用者予定数</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>B 採用者総数</td> <td>2 人</td> <td>B 採用予定総数</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>C 中途採用率 (A/B) × 100%</td> <td>0 %</td> <td>C 中途採用率 (A/B) × 100%</td> <td>66.6 %</td> </tr> </table>		① 計画前中途採用率		② 計画期間目標中途採用率		A 中途採用者数	0 人	A 中途採用者予定数	2 人	B 採用者総数	2 人	B 採用予定総数	3 人	C 中途採用率 (A/B) × 100%	0 %	C 中途採用率 (A/B) × 100%	66.6 %
① 計画前中途採用率		② 計画期間目標中途採用率																
A 中途採用者数	0 人	A 中途採用者予定数	2 人															
B 採用者総数	2 人	B 採用予定総数	3 人															
C 中途採用率 (A/B) × 100%	0 %	C 中途採用率 (A/B) × 100%	66.6 %															
	(4) ③の①「中途採用率の向上」 に取替わる事業主																	
	(5) ③の②「45歳以上の初採用」 に取替わる事業主																	
3 2(2)の計画期間の初日より前の 本助成金の支給の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	(左欄の「有」に○を付けた場合) 助成の対象となった中途採用実施 区分																
4 国・地方公共団体の補助金等の申請の有無	有 <input type="checkbox"/> (名称:)	無 <input checked="" type="checkbox"/>																
5 中途採用計画の提出の日以前から起算して6か月前の日から中途採用計画提出日までの間に 事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行ったことの有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>																
6 申請に関する担当者	所属 〇〇課 氏名 〇〇〇〇	電話番号 06-0000-0000 FAX番号 06-0000-0001																

※ 印刷用
(労働関係記入)

受理年月日 平成 年 月 日 受理番号 企業規模 大企業 中小企業

受理印

計画届として提出する場合は、「変更」を抹消してください。
また変更届として提出する場合は「変更」を○で囲んでください。

中途採用計画初日の前日までに提出してください。

中途採用計画期間について記載してください。
「中途採用率の向上」…1年
「45歳以上の初採用」…1年以下で事業主が定める期間

実施する区分に ○ をつけてください。

「中途採用率の向上」の区分を申請する場合のみ記載してください。
①は中途採用計画期間前3年間の中途採用者数等について、②は中途採用計画期間中に予定している中途採用予定者数等について記載してください。

「45歳以上の初採用」の区分を申請する場合のみ記載してください。

申請事業所において、今回の中途採用計画期間の初日より前に中途採用拡大コースを受給したことがあるかどうかを記載してください。

国や地方自治体の補助金等を申請しているかどうかについて記載してください。
申請している場合は、補助金等の名称についても記載してください。

中途採用計画初日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含みます）を行ったことがあるかどうか記載してください。

2 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）中途採用計画（様式第2号）

様式第2号 (H30.4)
労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 中途採用計画

1	中途採用実施区分	<input checked="" type="checkbox"/> ①中途採用率向上	<input type="checkbox"/> ②45歳以上の方の初採用
2	中途採用計画期間	平成 30年 6月 1日 ~ 平成 31年 5月 31日	
3	中途採用計画（内訳）		
①	採用予定職種	営業職	
②	①の職種の雇用管理制度（※）の整備状況	(次のいずれかにチェック) <input type="checkbox"/> ①の採用予定職種に係る雇用管理制度が整備されている。 <input checked="" type="checkbox"/> ①の採用予定職種に係る雇用管理制度が整備されていない。 (「整備されていない」を選択した場合、中途採用計画期間中に整備予定の雇用管理制度、規程、整備予定時期) 能力評価制度を平成30年12月までに設けることを予定している。	
③	①の職種の採用対象	<input checked="" type="checkbox"/> 同じ職種で採用された新規学卒者がいる。 (上記に当てはまる場合、次のいずれかにチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 同じ雇用管理制度（※）の適用を受ける新規学卒者がいる。 <input type="checkbox"/> 同じ雇用管理制度（※）の適用を受ける新規学卒者がいない。 <input type="checkbox"/> 同じ職種で採用された新規学卒者がいない。	
④	採用予定数	3 人	(うち中途採用予定数) 2 人
⑤	採用予定時期	平成30年4月頃	
⑥	中途採用者の採用目的	事業の拡大を計画しており、営業のノウハウを持った即戦力の人材が必要であるため。	
⑦	配置予定部署・役職	営業課 係長または一般社員	
⑧	採用時の評価方法	営業職の経験年数を踏まえ、生産性向上に期する人材かを評価する。	
⑨	採用後のモデルキャリア	係長：採用5年後を目標に課長補佐 一般社員：営業活動に従事に5年後を目標に係長	

実施する区分に ○ をつけてください。

中途採用予定職種について、中途採用者に対する雇用管理制度が整備されているかどうかを記載してください。
(雇用管理制度とは、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等をいいます)
整備されていない場合は、整備予定の雇用管理制度、規程および整備予定時期について記載してください。

採用予定職種で採用された新規学卒者がいるかどうか記載してください。
当てはまる新規学卒者がいる場合であって、すでに整備した雇用管理制度がある場合は、その雇用管理制度が新規学卒者にも適用されるかどうかを記載してください。
雇用管理制度をこれから整備する予定の場合は、整備予定の雇用管理制度が新規学卒者に適用されるかどうかを読み替えて選んでください。

中途採用計画期間内の採用予定時期（新規、中途）を記載してください。

中途採用者の採用目的について、生産性の向上に関連する内容を記載してください。
(例)・○○事業の拡大を図るため、△△の経験を有する者が必要なため。
・生産性の向上を図るため、□□に精通した者が必要なため。

中途採用者の採用時の評価方法について、どのような点を採用時に評価するのか等、具体的に記載してください。
(例) ○○の資格を有していること、△△の業務経験が□年以上あること

中途採用者の採用後のモデルキャリアについて記載してください。
(例) ○年後：店舗責任者、△年後：エリアマネージャー、□年後：…

3 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成） 中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第3号）

様式第3号 (H30.4)
労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 中途採用率算定対象一覧（計画期間前）

※受付日 平成 年 月 日

1. 雇用保険適用事業所番号 2700-000000-0
2. 雇用保険適用事業所名称 株式会社 ○○サービス

3. 中途採用計画期間 平成 30年 6月 1日 ~ 平成 31年 5月 31日

4. 3の中途採用計画期間の開始日前3年間の中途採用状況

対象期間 平成 27年 6月 1日 ~ 平成 30年 5月 31日

(2) (1)の期間内における採用者

①対象労働者氏名	②雇用保険被保険者番号	③雇入れ日	④採用区分	
			新卒卒年 (A)	中途採用者 (B)
1 鈴木 ○○	5000 - 000001 - 1	平成 28年 4月 1日	○	
2 田中 △△	5000 - 000002 - 2	平成 29年 4月 1日	○	
3	-	平成 年 月 日		
4	-	平成 年 月 日		
5	-	平成 年 月 日		
6	-	平成 年 月 日		
7	-	平成 年 月 日		
8	-	平成 年 月 日		
9	-	平成 年 月 日		
10	-	平成 年 月 日		
11	-	平成 年 月 日		
12	-	平成 年 月 日		
13	-	平成 年 月 日		
14	-	平成 年 月 日		
15	-	平成 年 月 日		
16	-	平成 年 月 日		
17	-	平成 年 月 日		
18	-	平成 年 月 日		
19	-	平成 年 月 日		
20	-	平成 年 月 日		

①採用者総数 (A欄+B欄の合計) 2 人
②うち、中途採用者数 (B欄の合計) 0 人
③中途採用率 ((2)/(1)) × 100 0 %

続紙あり

この様式は、「中途採用率の向上」の区分を実施する場合のみ提出が必要です。

中途採用計画期間を記載してください。

中途採用計画期間の開始前3年間の期間を記載してください。

4の期間で採用した方について記載してください。
記載が必要な方は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者です。
当該様式に書き切れない場合は、様式第3号（続紙）に記載してください。
※当該期間の採用者が不明の場合は、事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

4 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）支給申請書（様式第6号）

様式第6号(850.4)

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給申請書

平成32年 1月 8日

大阪 労働局長 殿

事業主所在地 〒531-0000 大阪市北区〇〇1-1-1
 名称 株式会社 〇〇サービス
 代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

代理人所在地 〒
 名称
 氏名 印

(提出代行者・事務代理者) 所在地 〒
 名称
 社会保険労務士 氏名 印

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）の支給を受けたいので、別紙を添付の上次のとおり申請します。

1 業主情報	(1) 雇用保険適用事業所番号	2700 - 000000 - 0	② 主たる業種	労働移動支援助成金	
	(3) 常時雇用する労働者数	23人	④ 資本金額	1,000万円	
2 中途採用計画	(1) 中途採用計画受理番号	0001	※ 「労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（実業）」（様式第1号）に記載されている受付番号を記載してください。		
	(2) 中途採用計画期間	平成30年 6月 1日 ~ 平成31年 5月 31日			
	(3) 中途採用実施区分	○ ① 中途採用率の向上 ② 中高年齢者（45歳以上）の初採用			
	(4) (3)の①「中途採用率の向上」に取り組む事業主	① 計画期間前3年間の中途採用率		② 計画期間中の中途採用率	
		A 中途採用者数	0人	A 中途採用者数	2人
B 採用者総数		2人	B 採用者数	3人	
(5) (3)の②「中高年齢者（45歳以上）の初採用」に取り組む事業主	(1)の中途採用計画期間中の中途採用者数		人		
3 支給申請額	500,000円				
4 2(1)の計画期間の初日より前の本助成金の支給の有無	有	無	○	助成の対象となった中途採用実施区分	
				中途採用率の向上 45歳以上の初採用	
5 国・地方公共団体の補助金等の申請の有無	有	無	○	(名称:)	
6 中途採用計画の提出の日から起算して6か月前の日から支給申請書提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行ったことの有無	有	無	○		
7 申請に関する担当者	所属	管理課	電話番号	06-0000-0000	
	氏名	〇 〇 〇 〇	FAX番号	06-0000-0001	
※ 処理欄 (労働局使用)	申請書受理年月日	平成 年 月 日	支給決定番号	平成 年 月 日	
	起算年月日	平成 年 月 日	支給決定額	円	
	支給(不支給)決定年月日	平成 年 月 日	通知書送達年月日	平成 年 月 日	
	計画届受理番号		企業規模	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業	
※ 決裁欄 (労働局使用)	局長	部長	課長	課長補佐	
	係長	係長	係長	係長	
※ 決裁欄 (安定所使用)	所長	部長・次長	課長・統括	上所・係長	
	職業指導官	職業指導官	職業指導官	職業指導官	

以下の申請期限までに提出してください。
 「中途採用率の向上」…中途採用計画期間の終了日の6か月後の日の翌日から起算して2か月以内
 「45歳以上の初採用」…対象中途採用者の雇入れ日（対象中途採用者が複数名の場合は、雇入れ日が最も早い方の雇入れ日を基準とする）から6か月経過後の翌日から起算して2か月以内

労働局から返送された中途採用計画届（様式第1号）の写しに記載の「受理番（様式第1号最下部）を記載してください。

中途採用計画期間を記載してください。

申請する区分に ○ をつけてください。

「中途採用率の向上」の区分を申請する場合のみ記載してください。

「45歳以上の初採用」の区分を申請する場合のみ記載してください。

支給申請額を記載してください。
 「中途採用率の向上」…500,000円
 「45歳以上の初採用」…600,000円

申請事業所において、今回の中途採用計画期間の初日より前に中途採用拡大コースを受給したことがあるかどうかを記載してください。

支給申請日までに国や地方自治体の補助金等を申請・受給しているかどうかについて記載してください。
 申請している場合は、補助金等の名称についても記載してください。

中途採用計画初日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含みます）を行ったことがあるかどうか記載してください。

5 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第7号）

様式第7号 (H30.4)
労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）
中途採用率算定対象一覧（計画期間）

※受付日 平成 年 月 日

1. 雇用保険適用事業所番号 2700-000000-0
2. 雇用保険適用事業所名称 株式会社 ○○サービス

3. 中途採用計画期間
平成 30年 6月 1日 ~ 平成 31年 5月 31日

4. 3の中途採用計画期間中に採用した者

①対象労働者氏名	②雇用保険被保険者番号	③雇入れ日	④解雇日 (支給申請日までに 解雇している場合)	⑤採用区分	
				****	*****
1 大島 ○○	5000 - 111111 - 0	平成 31年 4月 1日	平成 年 月 日		○
2 谷田研 ○○	5000 - 222222 - 0	平成 31年 4月 1日	平成 年 月 日		○
3 五十嵐 ○○	5000 - 333333 - 0	平成 31年 4月 1日	平成 年 月 日	○	
4	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
5	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
6	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
7	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
8	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
9	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
10	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
11	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
12	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
13	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
14	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
15	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
16	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
17	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
18	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
19	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
20	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日		

⑥採用者総数 (A欄とB欄の合計) 3人
⑦うち、中途採用者数 (B欄の合計) 2人
⑧中途採用率 66.6%

⑨欄の計算は次により計算してください。
○ ⑨欄の採用者総数が50人未満の場合
中途採用率 = $\frac{\text{中途採用者数 (⑦欄)}}{\text{採用者総数 (⑥欄)}} \times 100$
○ ⑨欄の採用者総数が50人以上の場合
(中途採用者のうち、10人を超える分は、採用者1人を2人として計算します。)
中途採用率 = $\frac{10 + [(\text{中途採用者数 (⑦欄)} - 10) \times 2]}{\text{採用者総数 (⑥欄)}} \times 100$

続紙あり

この様式は、「中途採用率の向上」の区分で申請する場合のみ提出が必要です。

中途採用計画期間を記載してください。

中途採用計画期間で採用した方について記載してください。
記載が必要な方は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者です。

当該様式に書き切れない場合は、様式第7号（続紙）に記載してください。

以下の式で計算した中途採用率について記載してください。

(1) 採用者の総数が50人未満の場合

$$\text{中途採用率 (\%)} = \frac{\text{中途採用者数}}{\text{採用者総数}} \times 100$$

(2) 採用者の総数が50人以上の場合

$$\text{中途採用率 (\%)} = \frac{10 \text{人} + (\text{中途採用者数} - 10 \text{人}) \times 2}{\text{採用者総数}} \times 100$$

6 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）対象労働者雇用状況等申立書（様式第8号）

様式第8号(30.4)

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 対象労働者雇用状況等申立書

(1) 支給対象者について

1 対象労働者氏名	大島 〇〇	2 雇用保険被保険者番号	5000-111111-0
3 雇入れ日	平成31年4月1日	4 雇入れ時の年齢	35歳
5 所属部署・役職	営業課	6 職種 (裏面のA～Lから選択)	D
7 支給対象者を中途採用により雇い入れた。		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
8 雇入れ日において、支給対象者を期間の定めのない労働者として雇い入れた。		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
9 賃金締切日	毎月末日	10 賃金支払日	翌月20日
11 雇入れ後6か月間に係る賃金のうち、まだ支払っていないものがある。		<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
12 時間外手当・深夜手当・休日出勤手当等を法定どおり支払っている。		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(2) 支給対象者の雇用状況について

1 支給対象者の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、(1)3の雇入れに係る事業所において、当該支給対象者が雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業主の事業所において就労したことがある。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
2 支給対象者を雇用していた事業主が、(1)3の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ

(3) 本人記載欄

「(1) 支給対象者について」について、いずれも相違ありません。

氏名 大島 〇〇 印 (印名押印又は署名)

以上の記載事項に誤りがないことを証明する。

平成32年 1月 8日

(〒 531 - 0000)
所在地 大阪市北区〇〇1-1-1

電 話 06-0000-0000

事業所名 株式会社〇〇サービス

代表者名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご確認ください。

支給対象者に関する内容について記載してください。

支給対象者に該当する職種について、裏面に記載されている A～L から選択して記載してください。

対象労働者が雇用されていた事業所の事業主と、申請事業所の事業主が資本的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係にある事業主かどうかについて記載してください。

対象労働者の前職の事業主と申請事業主の関係において、当該者の雇入れ日の前日から起算して1年間に資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にあるかどうかを記載してください。

「(1) 支給対象者について」の記載内容について相違がないか、ご本人様に確認を受け、署名・押印を受けてください(署名のみでも可)。

7 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成）支給申請書（様式第11号）

様式第11号(H30.4)
労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給申請書

平成32年 6月15日

大阪 労働局長 殿

事業主所在地 〒531-0000
名称 株式会社 ○○サービス
代表者氏名 代表取締役 ○○○○ 印

代理人所在地 〒
名称
氏名 印

(提出代行者) 所在地 〒
事務代理者) 名称
社会保険労務士 氏名 印

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）の支給を受けたので、別紙を添付の上次のとおり申請します。

1 雇用保険適用事業所番号	2700 - 000000 - 0		
2 中途採用計画期間	平成30年 6月 1日 ~ 平成31年 5月 31日		
3 生産性要件の確認	① 中途採用計画の初日の属する会計年度の前年度の生産性	29年度	100百万円
	② ①の3年度後の会計年度の実績	32年度	110百万円
	③ ①と②の会計年度を比較した生産性の伸び(②-①/①)		10%
4 3①の会計年度の初日から3②の会計年度の末日の間における、事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)の有無	有	無	○
5 上記2の期間に雇い入れた対象中途採用者を、3の支給決定日以降、本支給申請日までに事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)の有無	有	無	○
6 国・地方公共団体の補助金等の申請の有無	有	(名称:)	無 ○
7 申請に関する担当者	所属	管理課	電話番号 06-0000-0000
	氏名	○○○○	FAX番号 06-0000-0001

※ 処理欄 (労働局使用)	受理年月日	平成 年 月 日	支給決定番号	平成 年 月 日		
	起案年月日	平成 年 月 日	支給決定額	円		
※ 決裁欄 (労働局使用)	支給(不支給)決定年月日	平成 年 月 日	通知書発送年月日	平成 年 月 日		
	局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当
※ 決裁欄 (安定所使用)	所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当

中途採用計画の初日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の決算が確定した日の翌日から起算して5か月以内に提出してください。

中途採用計画の初日が属する会計年度の前年度の実績とその3年度後の会計年度の実績について記載してください。
生産性を算出する際には「生産性要件算出シート」を使用します。生産性の詳細と生産性要件算出シートのダウンロードについてはこちらをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金 > 労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

申請書3欄で記載した会計年度3年間に、事業主都合による解雇等(退職勧奨を含みます)の有無について記載してください。

中途採用計画期間中に雇い入れた中途採用者を、中途採用拡大助成の支給決定日以降、様式第11号の提出日までに事業主都合による解雇等の有無について記載してください。

支給申請日までに国や地方自治体の補助金等を申請・受給しているかどうかについて記載してください。
申請している場合は、補助金等の名称についても記載してください。

8 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成）対象中途採用者一覧（様式第12号）

様式第12号 (H30.4)
労働移動支援助成金（中途採用拡大コース／生産性向上助成）
対象中途採用者一覧

※受付日 平成 年 月 日

1. 雇用保険適用事業所番号 2700 - 000000 - 0
2. 雇用保険適用事業所名称 株式会社 ○○サービス

3. 中途採用計画期間
平成 30 年 6 月 1 日 ~ 平成 31 年 5 月 31 日

4. 3の中途採用計画期間中に、中途採用により雇い入れた者

①対象労働者氏名	②雇用保険被保険者番号	③雇入れ日	④雇入日 (支給申請日までに 雇入している場合)
1 大島 ○○	5000 - 111111 - 0	平成 31 年 4 月 1 日	平成 年 月 日
2 本田 太郎 ○○	5000 - 222222 - 0	平成 31 年 4 月 1 日	平成 年 月 日
3 五十嵐 ○○	5000 - 333333 - 0	平成 31 年 4 月 1 日	平成 年 月 日
4	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
5	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
6	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
7	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
8	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
9	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
10	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
11	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
12	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
13	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
14	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
15	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
16	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
17	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
18	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
19	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日
20	-	平成 年 月 日	平成 年 月 日

続紙あり

中途採用拡大助成の支給申請時に支給対象となった方について記載してください（様式第8号で記載した方が対象です）。

注意事項

- この助成金は、国の予算の範囲内で支給されるものです。
- 助成金の支給に当たっては厳正な審査を行います。また、確認項目が多いため、支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。
- 提出された書類だけでなく、再就職支援の実施の確認、委託に要した経費の支払い状況などについて、原本などを確認することがありますので、その際にはご協力をお願いします。
- 支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成金を支給できないことがあります。
- 支給対象となる訓練等に対して、他の助成金等を受けている場合は、原則としてこの助成金を受けることはできません。他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくことになります。
- **不正受給は犯罪です。**偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。
※この場合、すでに支給した助成金の全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この助成金は国の助成金制度によるものですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。**また、関係書類は、5年間保管してください。**

この助成金に関する手続きなどの詳細、ご不明な点は、
管轄の都道府県労働局にお尋ねください。

